

農業委員および農地利用最適化推進委員の候補者 募集要項

任期満了に伴い、新たに農業委員および農地利用最適化推進委員の候補者を次のとおり募集します。

項目	農業委員	農地利用最適化推進委員
要件	農業に関する識見を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人	農業委員会が定める担当区域内の農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
募集方法	個人や法人・団体からの推薦および一般募集	
募集人数	14人	9人
職務	農地などの利用の最適化の推進に関する事項 その他の農業委員会の所掌に関する事項	区域内の農地などの利用の最適化(※)の推進のための活動
	各地区で実施される「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」の協議の場への参画	
資格	選任予定日において、次の全てに該当すること 1. 安芸市に住所を有すること(例外あり) 2. 市税などの滞納がないこと 3. 農業委員会法第8条第4項(※)に該当しないこと ※①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの 人	
届出方法	市の定める推薦書(推薦者)または応募申込書(応募者)	区域単位で市の定める推薦書(推薦者)または応募申込書(応募者)
提出先	農業委員会事務局	
募集期間	2月3日(火)~3月2日(月)	
任期	令和8年7月20日~令和11年7月19日	選任された日~令和11年7月19日
報酬(月額)	会長 33,000円 会長職務代理者 20,000円 委員 15,000円	15,000円
選考方法	選考委員会にて選考し、市議会の同意を得て、市長が任命 提出された書類をもとに、経歴、農業経営などの点から選考します。	農業委員会で選出し、委嘱
その他	• 農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務はできません。ただし、同時に推薦・応募はできます。 • 申込書などの内容は、住所・電話番号・農業所得額を除きホームページで公表します。 • 身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。 • 農業委員の定数の過半数は、認定農業者等でなければなりません。女性や青年(50歳以下)の優先的な選考を配慮します。	
	• 安芸市を9区域に分け、各区域から1人ずつ委嘱します。	

※「農地などの利用の最適化」とは、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のことです。

※推薦書・応募申込書は、農業委員会事務局にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

○問い合わせ 農業委員会(電話35-1015)